

【 検 査 】

6 1 1 入院時検査（HBs抗原定性・半定量等）の算定間隔について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

次の入院時検査の算定間隔は、原則として3か月に1回とする。

- (1) D013「1」HBs抗原定性・半定量、「3」HBs抗原
- (2) D013「5」HCV抗体定性・定量

○ 取扱いを作成した根拠等

入院時検査としてのHBs抗原定性・半定量、HBs抗原、HCV抗体定性・定量は、B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスの感染の見逃しを防止するために実施されるものであり、入退院が繰り返される場合、これらの算定間隔は3か月に1回が妥当と考えられる。

以上のことから、上記入院時検査の算定間隔は、原則として3か月に1回とすると判断した。

なお、当該算定間隔については、手術前検査も含めた算定間隔とする。